

小岩小学校 PTA 会則

【第 1 章 名称】

第 1 条 本会は、小岩小学校 PTA と称し、事務所を小岩小学校内におく。

【第 2 章 目的】

第 2 条 本会の目的は、学校・家庭・社会の密接なる連絡協調により、会員相互の理解を深め、児童の幸福な成長を進めることにある。

【第 3 章 事業】

第 3 条 本会は、その目的を達成するために、以下の事業を行う。

1. 学校と家庭との連絡・提携についての事項。
2. 児童のための教育環境の整備についての事項。
3. 児童の福祉・厚生についての事項。
4. 児童の指導・保護に関する事項。
5. 会員の文化・教養ならびに社会教育についての事項。
6. 同種団体との連絡についての事項。
7. その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

【第 4 章 会員】

第 4 条 本会の会員は、小岩小学校に在籍する児童の保護者ならびに学校に勤務する教職員とする。

第 5 条 P T A 活動によって収集した個人情報、P T A 活動を円滑に行う為にのみ使用し、P T A 活動以外に使用してはならない。
その取り扱い、管理には十分に注意し、責任を持って対応する。

【第 5 章 会計】

第 6 条 本会の会費をもって経費とする。本会の予算の議決および決算の承認は、総会にて行う。

第 7 条 1. 会費は、児童及び教職員数とし、年額を一律 2, 4 0 0 円とする。
ただし在籍児童が 3 人以上いる場合、3 人目以降は徴収しない。
また、転入出に関しては学期割り清算とする。
2. 納入方法については、学期ごとに分割で引き落としとする。

第 8 条 1. 本会の会計年度は、4 月 1 日にはじまり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。
2. 会計は、会計監査を受けなければならない。

【第 6 章 役員・会計監査】

第 9 条 1. 本会の役員は、以下のとおりとする。

- 1) 会 長 1 名
- 2) 副会長 若干名
- 3) 書 記 若干名
- 4) 会 計 若干名
- 5) サポートスタッフ 若干名

2. 本会の会計監査は、2名（内、教職員1名）とする。

第10条 サポートスタッフを除く役員の任期は2年間、会計監査の任期は1年間とし、役員・会計監査の再任は、これを妨げない。補欠によって就任した役員・会計監査の任期は、前任者の残任期間とする。役員・会計監査は、任期満了後といえども、後任者の就任するまで、引きつづき事務をとるものとする。サポートスタッフは役員経験3年目以降の役員から任意で決まり、任期は設けない。

第11条 役員・会計監査は、以下の方法によって選任する。

1. 会長・副会長・書記・会計・会計監査は、立候補もしくは推薦を募るものとする。
2. 選出された会長・副会長・書記・会計・会計監査は、総会において承認されるものとする。
3. 総会において承認されなかった場合は、再度立候補もしくは推薦を募るものとする。

第12条 役員・会計監査の任務は、以下のとおりとする。

1. 会長は、総会・役員会・を招集し、本会の代表者として会務を執り行う。
2. 副会長は、会長を補佐し、その代理をつとめることができる。
3. 書記は、本会の事務を行う。
4. 会計は、本会の財務を担当する。
5. サポートスタッフは、副会長を補佐し、地域や学校行事の当日作業補佐を中心に行う。
6. 会計監査は、本会の事業と会計を監査し、総会において報告する。

【第7章 委員】

第13条 委員は、全会員より選ばれる。委員は、校外委員、広報委員、まつり委員、卒業対策委員とする。

第14条 卒業対策委員を除く各委員の人数は総会で決定し、それぞれの任期は1年間とする。ただし、引き続き1年間だけは、再任を認められる。補欠によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【第8章 集会】

第15条 総会は年2回、役員会・各委員会は必要に応じて開催される。

【第 9 章 総会】

第 16 条 総会では、本会の事業を報告し、必要な事項を決議する。

第 17 条 総会の定足数は、全会員の 2 分の 1 とする。決議は、過半数の同意を必要とする。

第 18 条 全会員の 3 分の 1 以上の要求があった場合には、臨時総会を招集することができる。

【第 10 章 役員会】

第 19 条 役員会は、会長・副会長・書記・会計・サポートスタッフで構成される。

第 20 条 役員会の任務は、以下のとおりとする。

1. 総会に報告する各種事業計画を立案する。
2. 他校 PTA、地域の組織等、外部団体との連絡・調整を行う。
3. その他、本会の運営に必要な事務を行う。

第 21 条 役員会は、構成員の半数以上が出席しなければ成立しない。

【第 11 章 専門委員会】

第 22 条 各委員会は、校外委員会、広報委員会、まつり委員会、卒業対策委員とする。

第 23 条 各委員会の委員長ならびに副委員長は、委員会にて選ばれる。

第 24 条 各委員会の任務は、以下のとおりとする。なお、活動に際しては教職員と話し合い、協力して遂行する。

1. 校外委員会は、校外における児童のための環境設備を行うとともに地域の諸団体との連携をはかる。
2. 広報委員会は、本会の広報活動につとめる。
3. まつり委員会は、小岩小まつりを企画・実施する。
4. 卒業対策委員会は、6 年生の卒業を祝うための活動を行う。

第 25 条 各委員会は、その事業計画について、役員会にはからなければならない。

【第 12 章 卒業対策委員】

第 26 条 卒業対策委員は、児童の卒業に際する行事を企画・実施する。

第 27 条 卒業対策委員は、6 学年会員より選出される。ただし、専門委員を兼任する事ができる。

第 28 条 卒業対策正・副委員長は、卒業対策委員より選ばれる。

【付則】

- 第 1 条 本会の会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得なければ改廃することはできない。
- 第 2 条 会長は、総会の決議を経て、本会則の施行に関し、必要な細則を定めることができる。
- 第 3 条 本会則は、昭和63年3月7日から施行する。

【付記】

1. 平成 7年4月 1日改正
2. 平成 8年4月 1日改正
3. 平成 9年6月 7日改正
4. 平成11年5月 1日改正
5. 平成12年3月 4日改正
6. 平成13年3月 3日改正
7. 平成14年5月 7日改正
8. 平成16年3月11日改正
9. 平成17年3月16日改正
10. 平成23年3月 5日改正
11. 平成24年3月 2日改正
12. 平成28年2月26日改正
13. 平成31年2月22日改正
14. 令和 6年3月31日改正
15. 令和 7年3月31日改正